

用語の説明

一般会計（いっぱんかいけい）

地方公共団体の行政運営の基本的な経費をまとめた会計。

県税（けんぜい）

県がその行政に要する経費を賄うために住民等から徴収する税金。

地方交付税（ちほうこうふぜい）

国税の一定割合を財源として、県や市町村に対し、財政の需要と収入の状況に応じて交付されるもの。

国庫支出金（こっこししゅつきん）

国から地方公共団体が行う特定の行政に要する経費に対して交付されるもの。

特別会計（とくべつかいけい）

県が特定の事業を行う場合に、特定の歳入をもって特定の支出に充て、一般会計と区分して整理する必要があるために、条例などによって設置した会計。

普通会計（ふつうかいけい）

地方公共団体における公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。

公営事業会計：公営企業会計（水道事業、病院事業）、収益事業会計、国民健康保険事業会計等。

地方債（ちほうさい）

地方公共団体が必要な財源を調達するために負う借金。県の借金を県債という。

繰入金（くりいれきん）

一般会計と特別会計などの会計間で行う現金の移動をいう。